

## 国民文化祭協賛事業の名義の使用承認事務手続要領

昭和 6 1 年 6 月 1 7 日  
文化庁長官裁定  
一部改正平成 2 年 4 月 4 日

### 1. 申請手続

主催者は、当該事業が実施される期日（ポスターその他の印刷物等に「国民文化祭協賛事業」の名義を印刷する場合には、その印刷日）の遅くとも 1 か月前までに、関係都道府県教育委員会（国民文化祭開催都道府県にあつては、知事部局を含む。）を通じて文化庁長官あての申請書（別紙様式）を提出するものとする。この申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の概要（例えば、事業の目的、日時、内容、使用施設、事故防止対策、公衆衛生対策、入場料、後援等の団体名等）を明らかにする書類。
- (2) 事業の収支予算書。
- (3) 主催者が民間団体である場合は、定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類。

### 2. 承認手続

- (1) 承認の手続は、文化庁長官が当該事業について、「国民文化祭協賛事業の名義の使用承認基準」（昭和 6 1 年 6 月 1 7 日国民文化祭実行委員会決定）に基づいて審査をし、決定するものとする。
- (2) 国民文化祭協賛事業の名義使用を承認した場合は、速やかに関係都道府県教育委員会（国民文化祭開催都道府県にあつては、知事部局を含む。）を通じて主催者に対し、承認した旨を文書で通知するものとする。

### 3. 監督指導

承認後においては、関係都道府県教育委員会（国民文化祭開催都道府県にあつては、知事部局を含む。）は次により、主催者を監督指導するものとする。

- (1) 事業の主催者又は関係者が、この基準の趣旨に反する行為を行わないよう常に注意すること。
- (2) 主催者又は関係者が、この基準の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合は、必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、主催者に対し、その是正を勧告すること。

#### 4. 承認の取消

主催者が3の(2)の勧告に従わない場合は、文化庁長官は、速やかに承認を取消し、その旨を直ちに関係都道府県教育委員会（国民文化祭開催都道府県にあつては、知事部局を含む。）を通じて主催者に対し、通知するとともに必要な措置を講じさせるものとする。

5. 主催者は、事業の終了後、速やかに関係都道府県教育委員会（国民文化祭開催都道府県にあつては、知事部局を含む。）を通じて、事業の実施内容、収支決算、その他必要な事項を記載した結果報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

6. 前各号に定めるもののほか、国民文化祭協賛事業の名義の使用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。